



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

交通事故などにあつたときの届出は

交通事故や傷害事件など、他人(第三者)の行為が原因で負傷したときの医療費は、本来、加害者が全額負担すべきものですが、届出することにより国民健康保険を使ってお医者さんにかかることができます。

この場合、国民健康保険が一時的に医療費の一部を立て替えて支払い、後日、加害者に対し費用を請求することになります。

交通事故にあつたら、すぐに警察に届出をして、「交通事故証明書」を発行してもらおうと同時に、「第三者行為による傷病届」を医療介護課国保医療係まで提出してください。

なお、届出前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険を使えなくなる場合がありますのでご注意ください。

▶届出に必要なもの

保険証・印鑑・交通事故証明書・第三者行為による傷病届

《柔道整復師へのかかり方》

最近、整骨院や接骨院等の「柔道整復師」を利用する方が多くなってきています。柔道整復師の施術を受ける場合、健康保険証が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

▶健康保険が使える場合

・急性などの外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫

▶健康保険が使えない場合

- ・日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・体調不良
- ・慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ・スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ・仕事や通勤途上におきた負傷(労災保険からの給付になります)

かかった後で、保険適用が認められない場合は、全額自己負担になります。施術を受ける際には、負傷原因を正確に伝え、柔道整復師へのかかり方を正しくご理解いただいたうえで、適切な受診にご協力をお願いします。

消防署からのお知らせ

消防本部予防課 ☎ 43・6882

古くなった消火器の取扱いにご注意ください！

今年の6月及び7月に仙台市と倉敷市において、腐食が進んだ消火器を操作したことにより消火器が破裂し負傷するという事故が相次いで発生しました。

一般のご家庭には法令による消火器の点検義務はありませんが、日頃から定期的に消火器の点検をしていただき、腐食や変形等が発見された場合は絶対に使用しないでください。

不用となった消火器は一般ごみとして廃棄できません。消火器の廃棄処分については、(一社)日本消火器工業会(株)消火器リサイクル推進センターに業務委託)が地域に特定窓口を設置し行っています。赤穂市内の特定窓口は下記のとおりですので、廃棄をお考えの場合は問い合わせください。

《特定窓口》

(株)播州商会
三協防災(株)

赤穂市上飯屋南4-21
赤穂市加里屋1139-23

☎ 42・4032
☎ 43・8180



エアゾール式簡易消火具の自主回収について

今年の広報あこう1月号でもお知らせしましたが、ヤマトプロテック製エアゾール式簡易消火具の破裂事故が現在も全国で続発しています。平成25年6月末現在、事故認知本数は6,121本に達しています(平成25年1月～6月末では264本)。

原因は、製造工程上の不具合を原因とする内部腐食の進行により破裂事故が発生しているもので、ヤマトプロテック(株)では製品の自主回収を引き続き行っています。

詳細については、市ホームページ等をご覧ください。

《問い合わせ先》 ヤマトプロテック(株)

お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120・801・084

受付時間 月～金(祝日除く) 午前9時～午後5時



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

国民年金保険料の追納を！

国民年金保険料の全額免除・一部免除・納付猶予を受けた期間や、学生であるため学生納付特例を受けていた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受けとる年金額が少なくなります。

そこで、これらの期間は10年以内(例：平成15年10月分は、平成25年10月末まで)であれば、後から保険料を納めること(追納)ができます。

ただし、追納する場合、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納するときは、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。(例：平成23年4月～平成24年3月の学生納付特例を受けた期間分→平成26年4月以降に追納すると加算が付きます)

余裕があれば、加算額のつかない2年以内に追納しましょう。

平成25年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額は別表のとおりです。

なお、追納できる最後の10年目を迎えた期間分については、日本年金機構から、その旨のお知らせが届きます。これは、納付の督促ではなく、「納めることができる最後の年ですよ」というお知らせと納付の勧奨です。

◆別表

免除・猶予の承認を受けた年度の保険料を平成25年度中に追納または後納する場合の額(円)

	全額免除・納付猶予・学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	当時の保険料額
平成15年度の月分	14,860	—	7,430	—	13,300
平成16年度の月分	14,640	—	7,320	—	13,300
平成17年度の月分	14,690	—	7,350	—	13,580
平成18年度の月分	14,750	11,050	7,370	3,680	13,860
平成19年度の月分	14,780	11,080	7,390	3,690	14,100
平成20年度の月分	14,890	11,170	7,440	3,720	14,410
平成21年度の月分	14,970	11,220	7,480	3,740	14,660
平成22年度の月分	15,240	11,420	7,620	3,800	15,100
平成23年度の月分	15,020	11,260	7,510	3,750	15,020
平成24年度の月分	14,980	11,230	7,490	3,740	14,980

※平成22年度以前の保険料に加算額が上乗せされます。

国民年金相談(社会保険労務士)の年金出張相談をご利用ください。

《国民年金相談(社会保険労務士)》

- ◆相談日 9月19日(木)
- ◆場所 市役所2階 201会議室
- ◆受付時間 午後1時30分～4時

《年金出張相談(姫路年金事務所)》

- ◆相談日 10月3日(木)
- ◆場所 市役所2階 204会議室
- ◆受付時間 午前10時～午後3時



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

要介護(要支援)認定の申請時期は？

Q 現在入院中ですが、退院後すぐ介護保険サービスを受けたいときは、いつ頃申請すればよいのでしょうか？

A 主治医と相談のうえ、状態が安定し、退院のメドがついた時点で申請をしてください。

急病等により一時的に状態が変化している場合や、入院後間もないとき、骨折等で安静が必要な場合は、心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われる。

入院中は介護保険のサービスは利用できません。またこのような状態では適切な認定調査を行うことができませんので、しばらく入院治療が必要な場合は、状態が安定して退院の方向性が決まってから申請してください。

※お急ぎの場合(結果が出るまで待てないとき)

要介護・要支援認定は申請日にさかのぼって適用されます。申請日から認定結果がわかるまでの間に認定結果を見込んだうえで、サービスを利用することができます。